

## 地方からの提案により実現した規制緩和

## ○保育所型認定こども園の認定の際に定める有効期間の廃止（法律改正）

## 〈規制緩和による効果〉

○認定の有効期間の廃止による認定こども園の安定的運営の確保及び保護者の「途中退所」の不安解消

## 【東京都の対応】

○保育所型認定こども園の認定に係る有効期間の廃止に伴い、規定を整備（平成28年4月施行）  
\*有効期間廃止の保育所型認定こども園数（都内） 43施設（平成29年4月現在）

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○保育所型認定こども園の認定については、有効期間（5年を超えない範囲内）を定めることとされている。

## （※）有効期間

保育所型認定こども園は、「保育に欠けない子ども」も受け入れているため、「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられる恐れもあることから、有効期間を設定

## 〈支障事例等〉

○有効期間の設定により、5年後の事業継続が確保されないため、事業の安定的運営が困難

## ※認定こども園

出典:「内閣府HP」より一部抜粋

- ・教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設
- ・以下の機能を備え、認可・認定基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができる。

1

## 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

2

## 地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

- 幼保連携型: 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 幼稚園型: 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 保育所型: 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 地方裁量型: 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## 地方からの提案により実現した規制緩和

**○建築審査会の委員の任期を条例に委任（法律改正）**

## 〈規制緩和による効果〉

- 専門的かつ高度な見識や豊富な経験等、適格性を担保した委員の確保の実現
- 建築審査会における公正・公平な判断の維持・継続による適切な運営の実現

## 【東京都の対応】

○建築基準法の規定を受けて東京都建築審査会条例において東京都建築審査会委員の任期を規定し、状況に応じて都独自の柔軟な対応が可能となるよう条例を改正（平成28年4月施行）

\* 任期を2年に規定

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○建築審査会の委員の任期は、建築基準法により2年とされている。

## （※）建築審査会の任期

建築審査会は、私有財産に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有することから、公正・公平な判断のもと適切な運営を図るには、全国的に同水準の審査体制・審査基準の整備が必要である。

## 〈支障事例等〉

- 大規模建築物など都特有の案件が多いことから、都の建築行政に精通した、専門的かつ高度な知見が求められるため、適任となる委員の確保に苦慮
- 建築紛争が頻繁に起こる都市部の建築審査会と地方の建築審査会とでは、開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、状況が大きく異なる。

## ※建築審査会（東京都建築審査会）

出典:「東京都都市整備局HP」より一部抜粋

東京都建築審査会とは、建築指導事務の公正な運営を図るため、建築基準法第78条第1項の規定に基づき、知事の附属機関として設置している。

この審査会は、建築物の許可に対する同意のほか、特定行政庁や建築主事等の処分又はこれに係る不作為に不服がある場合に提起する審査請求に対する裁決、特定行政庁たる知事の諮問事項の調査審議及び関係行政機関への建議を行うことになっている。

なお、建築審査会は、建築基準法第78条第1項の規定に基づき、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市及び西東京市にそれぞれ設置されている。

## 地方からの提案により実現した規制緩和

**○地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳案内士の資格を付与する特例制度を創設（法律改正）**

## 〈規制緩和による効果〉

- 地域限定の通訳案内士の増加により案内士不足が緩和
- 一定の外国語能力を有し、地域の観光知識も豊富な人材の活用による観光振興と地域活性化に貢献

## 【東京都の対応】

- 地域限定特例通訳案内士の登録等に関して、条例を改正（平成28年12月施行）

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○地域限定通訳案内士の資格付与については、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」により定められている。

## （※）地域限定通訳案内士

通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすこと、日本の文化や慣習等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供の観点から国が関与  
地域限定通訳案内士も、通訳案内士制度の特例として、都道府県知事による独自の試験の実施を認めるにあたり、通訳案内士の育成及び確保に対して全般的な責任を有している国が、制度全体を管理・運用する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で関与し、制度の統一性・一貫性を担保

## 〈支障事例等〉

- 地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず休止状態
- 通訳案内士不足、コスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っている。

## ※地域限定特例通訳案内士（東京都）

出典:「平成29年度 東京都地域限定特例通訳案内士認定研修受講生募集要項」より一部抜粋

通訳案内士は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすることができ資格で、通訳案内士法では国家試験に合格することが必要。

国は、外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう、一定の区域内において、試験を要せず、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度を構造改革特別区域法の一部法改正において措置。

そこで東京都は、構造改革特別区域法における構造改革特別区域計画の認定を内閣府より受け、これにより国家試験を受けることなく、東京都が実施する研修を履修し、資格認定試験に合格した後、東京都知事の登録を受けることで、地域限定特例通訳案内士として都内でタクシー又はハイヤーを利用しながら有料で英語による通訳案内業務を行うことができるよう制度を構築

## ○対象言語：英語

- 受験資格：①タクシー業務適正化法に基づき、東京都内においてタクシー運転者登録原簿に係る原簿に登録を受けている者
- ②タクシー業務適正化法に基づき、東京都内において事業者乗務証（個人タクシー事業者）の交付を受けた者
- ③東京都内のハイヤー会社に所属するハイヤー運転者

## 地方からの提案により実現した権限移譲

○消費者安全法において、事業者の行為により消費者の財産に関する事故等が発生した場合、事業者に対する報告徴収及び立入調査等の権限が希望する都道府県に付与されているが、その対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大

(政令・省令による措置)

## 〈権限移譲による効果〉

○報告徴収及び立入調査等の対象区域拡大により、迅速な対応と消費者の財産被害の拡大の防止

## 【東京都の対応】

○立入調査等の事務の対象となる事業者について、都道府県等の区域外に所在する事業者への拡大について、国と同意（平成28年4月施行）

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。

## （※）地方自治体を実施する報告徴収及び立入調査等

国が行う勧告・命令の前置手続として報告徴収・立入調査の権限を希望する地方自治体に委任（法定受託事務）しており、複数県にわたる事案の場合には、それぞれで立入調査等を行い、消費者庁がそれらを総合して必要な措置を取ることを想定

## 〈支障事例等〉

○住民が被害にあっても対象区域外の事業者であれば対応することができない。

## ※消費者安全法

出典:「消費者安全法のこれまでの施行状況について」(消費者庁)より一部抜粋

消費者安全法は、「消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保する」ことを目的として、以下の3つの事項について定める法律

- ① 地方公共団体による消費生活相談等の実施及び消費生活センターの設置
- ② 消費者事故等に関する情報の集約等
- ③ 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

※平成24年の改正において、消費者の財産被害に係る「隙間事案」への事業者に対する行政措置(勧告・命令・罰則)を導入  
「隙間事案」:被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない事案

## 地方からの提案により実現した規制緩和

**○婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件を廃止**  
(政令・省令による措置)

## 〈規制緩和による効果〉

○幅広い人材の中からより適切な人選を行うことが可能

## 【東京都の対応】

○婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止 (条例改正) (平成28年1月施行)

## 提案に至った背景 (支障事例等)

## 〈従前の制度〉

○婦人保護施設の施設長の資格要件は、都道府県が条例で定めるにあたり、厚生労働省令により全国一律で施設長の年齢や経験などを定める「従うべき基準」とされている。

## 〔※〕 婦人保護施設の施設長の資格要件

社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を与える事項については、国が最低限の基準を定めるべきであり、保護の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。

## 〈支障事例等〉

○施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、一定の資格を有すること等の要件を満たした相応しい人材であれば問題なく、年齢を制限することに合理的な理由はない。

○幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができない。

## ※婦人保護施設

出典:「内閣府男女共同参画局HP」より一部抜粋

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置  
もともとは売春を行うおそれのある女子を收容保護する施設、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることを明確化

## ※従うべき基準

出典:「地方分権改革提案募集方式ハンドブック(平成29年版・内閣府地方分権改革推進室)」より一部抜粋

- ・施設・公物管理基準を条例委任する場合の国の基準類型  
「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」
- ・「従うべき基準」  
必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。



## 地方からの提案により実現した規制緩和

**○漁業近代化資金制度に定める法定上限を超える貸付金に対する都道府県の利子補給について、農林水産大臣の承認に代えて、都道府県が可否を判断する仕組みを導入 (法律改正)**

## 〈規制緩和による効果〉

○融資の迅速化

○漁船の改造・建造又は取得、養殖施設、水産物処理施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得の円滑化

## 【東京都の対応】

○法定上限を超える貸付金に対する都道府県の利子補給について、知事が可否を判断する仕組みの導入に伴い、規則を改正 (平成29年4月施行)

## 提案に至った背景 (支障事例等)

## 〈従前の制度〉

○漁業近代化資金制度では、漁業近代化資金融通法に基づき、漁船等の建造に係る漁業者等への融資について、長期かつ低利の資金を融通するため、国や都道府県が利子補給措置を講ずるものであるが、農林水産大臣により貸付限度額が設定されており、上限を超える貸付金に対する都道府県の利子補給に関しては、農林水産大臣の承認が必要

## (※) 貸付限度額の設定及び上限を超える貸付金の利子補給について

貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金用途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金用途ごとに設定している。

上限を超える貸付金に対する都道府県の利子補給については、制度創設当初、国が助成を行っていたことから、制度の公平な運用確保のため、農林水産大臣の承認を必要としていた。

しかしながら、平成17年度の国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国は当該助成を廃止したにもかかわらず、農林水産大臣の承認手続きを残している。

## 〈支障事例等〉

○漁業者(借受者)は、上限を超える貸付金に対する都道府県の利子補給について、融資機関を介して都道府県へ利子補給の承認申請を行い、都道府県は受理・審査のうえ、意見書を付して農林水産大臣の承認申請を行っているため、承認を得るのに相当の時間を要している。

○承認に時間を要し、利子補給に関する申請手続が長期にわたると、漁期と造船所の造船計画の関係から漁船建造が融資決定前の事前着工を余儀なくされ、造船業者への手付金の支払が必要な場合など、漁業者(借受者)にリスクが生じている。

## ※漁業近代化資金制度

出典:「水産庁HP」より一部抜粋

漁業近代化資金助成法(現:漁業近代化資金融通法)に基づき昭和44年度に創設され、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国や都道府県が利子補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的としている。

## 地方からの提案により実現した規制緩和

○高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実する。

- ・支給期間の上限の延長（2年→3年）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）  
（政令・省令による措置）

## 〈規制緩和による効果〉

○ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後の安定した雇用形態での就業を促進

## 【東京都の対応】

- 高等職業訓練促進給付金に関する要綱・要領等の規定を改正（平成28年4月施行）
- \*3年間(上限)の給付金支給件数(都内) 3件(平成28年度)

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、平成25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。

## （※）高等職業訓練促進給付金の支給対象期間

高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により時限的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、2年に短縮

## 〈支障事例等〉

○低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無い中では、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況（例：看護師など）

## ※高等職業訓練促進給付金

出典:「厚生労働省HP」より一部抜粋

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給併せて、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金を支給

## 地方からの提案により実現した規制緩和

## ○路外駐車場に関し、換気装置の基準を緩和（政令・省令による措置）

## 〈規制緩和による効果〉

○路外駐車場の円滑な整備、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現

## 【東京都の対応】

○大規模の自動車車庫及び自動車駐車場の換気基準に関する規定を駐車場法施行令の改正に合わせ、条例を改正（平成28年10月施行）

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○建築物である路外駐車場の換気施設について、駐車場法施行令では、「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。」とされている。

## （※）換気基準の考え方

「建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあるのは、1時間につき駐車場の容積の10倍の空気を処理できる能力の換気装置の設置を義務付けていることであり、その理由は、自動車のCO排気量(1m<sup>3</sup>/h・台)とCOの恕限度(100ppm)を考慮し、設定

## 〈支障事例等〉

○車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量は減少  
○路外駐車場の設置に関する届出事務手続において、事業者からは現行の計算方法では換気能力が過大との主張を受けており、審査する都道府県等は対応に苦慮

## ※路外駐車場の換気基準

出典：第1回路外駐車場の換気基準に関する検討委員会資料「路外駐車場の換気基準に係る経緯・現状」(国土交通省)より一部抜粋

- ・建築物である路外駐車場については、自動車から排出される有害な物質を屋外に排出し、利用者が安心して自動車の保管を寄託できるよう、換気装置に関する基準が定められている。
- ・基準の面積以上の開口部を設けることができる地上駐車場では、一般に開口部換気（自然換気）が行われている。
- ・基準の面積以上の開口部を設けることができない地下駐車場等では、一般的に機械換気装置が設けられている。
- ・自然換気を行う場合、必要開口部面積は、その階の床面積の1/10以上としている。
- ・機械換気を行う場合の換気回数は、CO濃度を恕限度（100ppm）以下とするため、1時間あたり10回以上となる。



## 地方からの提案により実現した規制緩和

**○特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務において、  
マイナンバー制度による生活保護関係情報を情報連携の項目に追加  
(法律改正)**

## 〈規制緩和による効果〉

○受給証明書の提出など、申請者の負担軽減及び行政側の事務の簡素化

## 【東京都の対応】

○個人番号及び特定個人情報の利用範囲について、条例を改正（平成29年10月施行）

## 提案に至った背景（支障事例等）

## 〈従前の制度〉

○特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るため、マイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られている。

## （※）マイナンバーを利用した情報連携について

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められている。

提供される特定個人情報は、個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されている。

## 〈支障事例等〉

○当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要であるが、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要がある、住民サービスの向上が期待できない。

## ※マイナンバー制度

出典:「東京都総務局情報通信企画部HP」より一部抜粋

マイナンバー制度とは、住民票のあるすべての方に12ケタの個人番号（マイナンバー）を割り当て、社会保障・税・災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される仕組み